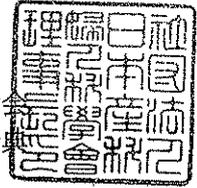


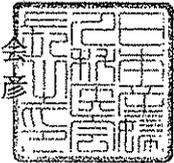
平成 22 年 3 月 31 日

厚生労働大臣
長 妻 昭 殿

社団法人 日本産科婦人科学会
理事長 吉村 泰典



社団法人 日本産婦人科医会
会長 寺尾 俊彦



「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」終了後の
抜本的改革に関する要望書

出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度は、緊急少子化対策の一環として平成 21 年 10 月から平成 23 年 3 月までの暫定措置として導入されましたが、分娩施設への支払い遅延をはじめとする問題が発生しています。それを受けて厚生労働省は平成 22 年 3 月 12 日に「制度の全面的な実施は平成 23 年 3 月まで行わないこと」「出産育児一時金制度について議論する場を設け、同直接支払制度の現状・課題や、平成 23 年度以降の制度の在り方について検討すること」を明らかにしています。

このような状況に鑑み、私どもわが国の産婦人科医療の専門団体であります日本産科婦人科学会並びに日本産婦人科医会として、本制度のあり方について検討を行った結果、以下のような要望事項をまとめました。何卒ご検討の程よろしくお願い申し上げます。

要望事項：

1. 「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」は平成 23 年 3 月をもって終了し、これに代わる新たな制度を創設すること。
2. 平成 23 年 4 月以降の新たな制度の検討は、出産に直接要する費用や出産前後の健診費用等の出産に要すべき費用の経済的負担の軽減を図るために支給されるという出産育児一時金の本来の趣旨に沿って行い、特に下記の点が考慮されること。
 - (1) 出産育児一時金の請求と支給は、保険者・被保険者間での完結を原則とすること。
 - (2) 出産育児一時金はお産をした人が事前申請を行えば、出産事実の通知の直後に受領できる制度とすること。
 - (3) 振込指定制度を活用することなどにより、被保険者が希望する場合は、出産育児一時金の全部あるいは一部を分娩施設等への支払に充てることができることとする。
 - (4) 事前申請および出産事実の通知に係る手続きは可能な限り簡略化すること。
 - (5) 無保険者等受給資格のない人への制度上の配慮がなされること。
3. 子育て支援のため、平成 23 年度以降、出産育児一時金支給額をさらに増額すること。